

○木更津市空家除却工事補助金交付要綱

令和5年7月18日告示第246号

木更津市空家除却工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、適切に管理されていない空家が市民生活に影響を及ぼしていることに鑑み、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にある空家の所有者に対し、当該空家の除却工事に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 市内に所在する一戸建て住宅で、居住その他の使用がおおむね1年以上なされていないものをいう。
- (2) 所有者 空家の所有権を有する者をいう。
- (3) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に定める敷地をいう。

(補助の対象となる空家)

第3条 補助の対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 個人が所有するものであること。
- (2) 所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第2項の規定に基づく勧告を受けていないこと。
- (4) 補助対象空家を除却することに関し、全ての所有者の同意を得ていること（所有者が複数いる場合に限る。）。
- (5) 令和3年度に実施した空家等実態調査により、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にある空家と判定された一戸建て住宅であること。ただし、一戸建て住宅に傾斜が生じているものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるものについては、補助対象空家とすることがで

きる。

(補助対象者)

第4条 補助の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 補助対象空家の所有者。ただし、共有名義のときは、全ての所有者から当該空家の除却について同意を得た者に限る。

(2) 補助対象空家の所有者の法定相続人。ただし、法定相続人が複数のときは、全ての法定相続人から当該空家の除却について同意を得た者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としな

(1) 市税の滞納がある場合（補助対象者及び前項の同意者全員が対象）

(2) 木更津市暴力団排除条例（平成24年木更津市条例第5号）第2条に定める暴力団員等と認められる者に該当する場合

(3) この要綱による補助金の交付を受けたことがある場合

(補助の対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象空家を除却し、敷地を更地にする工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の規定による許可を受けた者が行う工事であること。

(2) 補助金の交付決定前に工事請負契約を締結した工事でないこと。

(3) 当該年度の2月14日までに工事完了予定であること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。

2 前項の場合において、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(空家調査申請)

第7条 この要綱による補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、除却しようとする空家が第3条に該当するか否かについて事前に市と相談を行い、木更津市空家除却工事補助金空家調査申請書（別記第1号様式）に当該空家に関する次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 登記全部事項証明書の写し（建物）又は固定資産税登録事項証明書の写し

(2) 位置図

2 市長は、前項の規定による空家調査申請書の提出があったときは、予算の範囲内の申請において、当該空家が第3条第1項第5号に該当するか否かを調査し、木更津市空家除却工事補助金空家調査結果報告書（別記第2号様式）により、その調査結果を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助対象者は、交付申請をしようとするときは、前条第2項の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、補助対象工事の請負契約の締結を行う前に、木更津市空家除却工事補助金交付申請書（別記第3号様式）に次の必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象空家の位置図

(2) 補助対象空家の現況写真

(3) 補助対象空家の登記全部事項証明書ただし、空家が登記されていない場合は、固定資産税登録事項証明書

(4) 補助対象空家の除却工事の見積書の写し

(5) 建設業法による許可書の写し

(6) 空家であることが分かる次のいずれかの書類

ア 電気若しくはガスの閉栓証明書又は水道の使用中止届出書の写し

イ 自治会長等による申述書

ウ その他空家であることが容易に認められる書類

(7) 補助対象空家の所有者の法定相続人が申請する場合にあっては、相続関係を証明できる法定相続情報一覧図の写し

(8) 第4条第1項各号ただし書に該当する場合にあっては、当該同意書

(9) 誓約書

2 前項の申請は、当該年度の1月1日から3月31日までの間はすることはできない。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときはその内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、木更津市空家除却工事補助金交付・不交付決定通知書（別記第4号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助の対象工事の内容を変更しようとするときは、速やかに木更津市空家除却工事補助金交付決定変更申請書（別記第5号様式）に第8条各号に掲げる書類のうち変更に関係するものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行った上、その適否を決定し、木更津市空家除却工事補助金交付決定変更通知書（別記第6号様式）により補助決定者に通知するものとする。

3 補助決定者は、補助の対象工事を中止するときは、速やかに木更津市空家除却工事中止届（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

4 前項の規定により届出があったときは、第8条の規定による補助金の交付決定は、取り消したものとみなす。

(除却工事の完了実績報告)

第11条 補助決定者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに木更津市空家除却工事完了実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事の請負契約書の写し

(2) 補助対象工事の完了写真

(3) 補助対象工事の領収書の写し

2 前項の規定による木更津市空家除却工事完了実績報告書は、前項第1号に規定する契約書に定められた支払が完了した日から30日以内の日かつ当該年度の2月28日までに提出しなければならない。

(補助金交付額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要な調査を行った上、補助金の額を確定し、木更津市空家除却工事補助金交付額確定通知書（別記第9号様式）により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の規定により通知を受けた補助決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、交付額の確定の日から14日以内に木更津市空家除却工事補助金交付請求書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、請求の日から起算して30日以内に当該補助決定者に対して補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、木更津市空家除却工事補助金交付決定取消通知書（別記第11号様式）により、補助決定者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助決定者に対し、木更津市空家除却工事補助金返還命令書（別記第12号様式）により期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際、現に補助金の交付決定を受けているものに関しては、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。